

Vol.67 「パッケージデザイン知財セミナー〈デザイン保護ハンドブックを読み解く〉」

日常の業務から創作されるデザインは、さまざまな知的財産権（以下、知財権）で護られています。パッケージデザインでいえば、例えば、デザイン素材としてのロゴ・写真・イラスト・書き文字・フォント・容器の形状・容器構造の仕組みなどが、それぞれに該当する知財権と関係しています。デザインと知財権との関わりを理解するためには、デザイン素材と知財権がどのように関係しているのかを知ることだとも言えます。責任を持ってデザイン提案をし、予期しない突然の権利トラブルに巻き込まれないためにも、知財権を学ぶことは必要です。

クライアントとデザイナーの双方が知財権を正しく受け止めることで、産業社会の中でのデザインの価値を共通の言葉で話し合える土壌を育むことが可能になります。

デザインの創作現場にいる私たちがニュートラルな目線で知財権とその保護法、そして活用の実際を学ぶことは、デザインとデザイナーの社会的な位置を高めていくことにつながるのではないのでしょうか。

（2015年5月20日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子）

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

● 情報発信

「パッケージデザイン知財セミナー〈デザイン保護ハンドブックを読み解く〉」を実施します。

主催／（JPDA）公益社団法人 日本パッケージデザイン協会 デザイン保護委員会

このたび発行される〈JPDAデザイン保護ハンドブック(改訂版)〉をテキストにして、受講者が講師と共に読み解いていく、デザインが知的財産であることを学ぶ手作りの勉強会を実施します。

デザイン業務に関わる受委託のそれぞれの立場から見た〈創作から製品化に至る各プロセスで発生する可能性のある権利〉と、それぞれに〈関係する保護法〉を知り、その基本と活用の実際とを学びます。

このセミナーが、自身のデザインを護るだけでなく、知財権とその保護法のルール・効力を知らずに他人の権利を侵害してしまい、思わぬ知財トラブルに遭遇する危険からクライアントとデザイナーの双方を護ることに役立てれば幸いです。



- ・知的財産としての権利には、どのようなものがあるの？
- ・デザインに結びつく知財権は？
- ・それは法律でどのように護られるの？
- ・知財権の発生するタイミングは？
- ・発生した権利の帰属先は？
- ・登録を出願申請する方法は？
- ・知財権トラブルに巻き込まれないようにするには？ 等々

※7月に第1回を概要編とし、9月に第2回を応用編として実施します。



●第1回 〈デザイン保護ハンドブックを読み解く・概要編〉

- 【募集】：6月初旬にFAXおよび協会メルマガで申込書をお届けします。
- 【日程】：2015年7月16日(木) 18:30～20:30 (受付開始 18:30～)
- 【会場】：「Gallery.Too」 東京都港区虎ノ門3-4-7 虎の門36森ビル3階
※アクセス/ 東京メトロ
日比谷線 神谷町駅4a番出口 徒歩5分
銀座線 虎の門駅2番出口 徒歩6分
- 【講師】：永芳太郎 氏 弁理士（みずの永芳特許事務所 所長）
- 【参加資格】：JPDA会員およびD-8会員・一般
- 【参加費】：1,000円/名
- 【募集人数】：40名（先着順受付）

●第2回 〈デザイン保護ハンドブックを読み解く・応用編〉

- 【日程】：2015年9月3日(木) 18:30～20:30 (受付開始 18:00～)
- 【会場】：「Gallery.Too」 東京都港区虎ノ門3-4-7 虎の門36森ビル3階
- 【講師】：永芳太郎 氏 弁理士（みずの永芳特許事務所 所長）
- 【参加資格】：JPDA会員およびD-8会員・一般
- 【参加費】：1,000円/名
- 【募集人数】：未定

デザイン保護ハンドブック（改訂版）20、21ページに掲載の「デザイン制作契約書」（サンプル）、簡易版契約書として「業務確認書」（サンプル）を、会員限定でダウンロードできるように整備をいたしました。ダウンロードページは「こちら」からアクセスください。＜会員専用のためID・パスワードが必要となります＞

● 活動報告

2014年度 第4回 D-8 デザイン保護研究会

4月16日(木)18:30～20:30 於：JIDA事務局（六本木・アクシスビル4F）

参加者：敬称略

各協会デザイン保護担当委員： DSA/欠席、JAGDA/1名、JCDA/欠席、JID/2名、JIDA/2名、JJDA/欠席、JPDA/2名、SDA/欠席

オブザーバー：経済産業省/1名、特許庁/1名 以上9名

議長：委員長欠席のため、幹事協会JAGDA委員担当

議事内容

- 1.) デザイン契約・報酬に関するガイドライン
・2年間検討してきたことを今期末で区切りをつけ、これまでに各協会から提出された資料を確認し研究会としてのまとめを作成することになる。
- 2.) D-8創作証では以下が話し合われた。
・D-8創作証を定着させていくために、より使いやすい制度を探していく。
・本研究會および各協会で、具体的な制度利用の方法を検討し実施していく。
・創作証の本来の役目を明確にして周知していく。
- 3.) その他
・特許庁担当者より、「とっきょ Vol.21(4・5月号)」の配布があり、内容の紹介があった。
・経済産業省担当者より、平成27年度サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の公募が開始されたことの内情があった。この制度は、特定ものづくり基盤技術に「デザイン開発技術」が追加され、その施策に基づく支援事業との説明があった。

次回は、6月18日(木)18:30～20:30 開催予定

● 委員会ヒトコト通信

【新しい商標】一色彩のみからなる商標と位置商標一

山本 典弘：デザイン保護委員会 委員/弁理士

本年4月1日より、「新しい商標」の登録出願が始まりました。これまで、商標登録の対象は、

- (1) 文字、図形、記号、立体的形状
- (2) 文字、図形、記号、立体的形状、の組み合わせ
- (3) (1)(2)と色彩との組み合わせ

に限られていました。

今回、「新しい商標」として、①動き商標、②ホログラム商標、③色彩のみからなる商標、④音商標、⑤位置商標 を商標登録の対象に加えました。

例えば、従来の制度で、商品「清涼飲料水」の包装の形状として、ボトルの形状を「立体商標」として登録することができました（図 A）。また、そのボトルに、図形や文字を表示しても登録を得ることができました。

新しい商標では、いわゆるコーポレートカラーなどとして採用している色彩を、ボトルにも付していれば、その色彩（1色、数色の塗り分け）を目印に、その商品「清涼飲料水」が選択されるような状態が考えられ、「③色彩のみからなる商標」になり得ます。商標登録出願では、RGB表示、PANTONE番号、DIC番号などで、色彩を正確に特定します。

また、「商品のボトルの肩部で正面右側」に「赤い円形図形」があり、この「赤い円形図形」が「ボトルの肩部で正面右側」にあることが、その商品「清涼飲料水」の目印になっていれば、「⑤位置商標」になり得ます。通常、平面図形としての「赤い円形図形」はよくありますので（他社でも表示していますので）、従来の商標制度では「赤い円形図形だけ」では、登録を得ることは難しかったわけです。「⑤位置商標」の商標登録出願では、例えば、ボトルの外形を破線で記載し、肩部の正面右側に「赤い円形図形」を実際の表示（実線）で記載するなどして、「赤い円形図形」が付される「商品の包装の位置」を特定します（図 B）。

制度の概略は、特許庁サイト：「新しいタイプの商標の保護制度について」

http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/new_shouhyou.htmをご参照ください。

出願された商標の速報（出願番号のみ）も出ていますので、「特許情報プラットフォーム J-Plat Pat」で、出願番号を入力すれば、出願内容の概要を見ることができます。また、公開公報が発行されれば、「特許情報プラットフォーム J-Plat Pat」で検索も可能となります。

“新しい商標”では、審査で、商標の使用による識別力の獲得（使用実績）が要求される場合も多くなると考えられ、どの程度の資料を出せば登録となるか？ そもそも登録となる対象か？ など難しい点も多々あります。今後、“新しい商標”として登録になるようなデザイン要素を組み込んでいけば、有効な提案になると思いますので、“新しい商標”の審査状況も見ながら、デザイン保護委員会でも情報発信していきます。

図 A



図 B

